

くらしの110番 トイレ・水回りの修理に注意!

【事例】トイレが詰まり、ネットで検索し「詰まり修理220円から」と広告している業者に電話で修理を依頼した。しかし、訪問した作業員から次々と作業を持ちかけられ、最終的に「特殊車両での作業が必要。今から会社に電話をかけて車両チャーターと作業を依頼してほしい」と言われ電話した。作業後、代金25万円を請求され支払った。後日、広告の金額からは思いもよらない請求額であったことに納得いかず、クーリング・オフを申し出たところ「改めて電話で依頼を受けているので、広告の依頼とは別の契約だ。クーリング・オフ対象外だ」と言われ困っている。

水回りの修理などで、「消費者が改めて作業依頼したので、初めとは別の依頼による契約」として、クーリング・オフや解約に応じないケースの相談が寄せられています。

トラブルになった場合、クーリング・オフなどが可能かどうかは、契約のきっかけや業者の説明、金額に消費者が納得していたかなど、要因により異なります。

【消費者へのアドバイス】

- ①現場で次々と作業を提案される場合は要注意です。また、作業員から「今から改めて会社に依頼の電話をかけて」と求められても、言われるままにしないようにしましょう。
- ②焦らずに金額や作業内容を必ず確認し、納得できなければ作業を断る姿勢が大切です。
- ③最終的に納得できない金額を請求された場合は、作業後でもその場で支払いをしないようにし、すぐ市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎☎336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

投資詐欺に要注意

質問 私は年金生活者です。先日、知人から未公開株の投資について勧誘をされました。株のことはよく分かりませんが、「ノーリスク・元本保証で年利10パーセント」という言葉に惹かれ、100万円を投資しました。最初はたしかに10万円の配当を受け取ることが出来ましたが、それ以降は全く配当がもらえず、業者とも連絡が取れません。お金を取り戻すことはできるのでしょうか。

回答 近年、このような投資詐欺による被害が非常に多発しています。「出資金を運用して月〇パーセントの運用益を必ず配当する」「元本保証でノーリスク」などとうたっている投資話は、詐欺であると思ってください。中には、相談者のように、知人からの紹介ということで信用してしまう方もいますが、新たな出資者の勧誘に成功した場合は、通常の配当に加えて別途紹介手数料がもらえるという仕組みのせいで、その知人も一緒にだまされている可能性があります。また、最初の期間だけ約束通りの配当を受けることで、業者を信用しきってしまい、さらに投資金額を増やしてしまう方もいますが、こうした手口は昔からの典型的な詐欺の手法です。

出資の対象は多種多様で、上記事例のように株式のほか、FX、暗号資産、不動産、海外資産など様々です。しかし、実際には投資や事業はほとんど行われておらず、運用実体がない点はいずれも共通しています。

「うまい話には必ず裏がある」と頭で分かってはいても、いざ実際に勧誘を受けてみると、案外信じ込んでしまうものです。そして、実際にお金を投資してしまうと、その後、訴訟を提起して勝訴しても、投資金を回収できる保証はありません。

少しでも怪しいと感じたら、必ず「お金を投資する前に」、最寄りの消費生活センターや警察、弁護士に一度ご相談ください。
問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 鮎田謙一(弁護士)

5月各種無料相談

☎996-2111

市外局番(048)をつけておかけください。

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑮を除く)。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



①総合相談 問秘書広報課 ☎☎373

次の6つの相談を合わせて開催するため、複数の相談を受けることができます。 日5月19日(金) 午後1時20分~4時 場八潮メセナ

- 法律相談 ※5月17日(水)午前9時から電話予約
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
- 税理士相談 ※5月8日(月)午前9時から電話予約
相続税など税金全般についての相談(税理士が対応)
- 不動産相談
土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
- くらしの相談
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)
- 行政書士相談
紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談(行政書士が対応)
- 司法書士相談 ※5月8日(月)午前9時から電話予約
土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談(司法書士が対応)

②法律相談 問秘書広報課 ☎☎373

法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応) 日5月12日(金)・26日(金) 午後1時20分~4時 場市民相談室
※2日前の水曜日午前9時から電話予約 定8人(電話による事前予約制)

③不動産相談 問秘書広報課 ☎☎373

土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応) 日5月8日(月) 午後1時~4時 場市民相談室

④DV相談 問子ども家庭支援課 ☎☎246

DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応) 日毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時 ※面談の場合は要予約 ☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑤女性相談 問子ども家庭支援課 ☎☎246

夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定) 日毎週火~木曜日 午前10時15分~午後0時30分 午後1時30分~3時45分 場駅前出張所内相談室 定4人(電話による事前予約制)

⑥人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎☎811

不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応) 日5月11日(水) 午後1時~4時 場市民相談室

⑦心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応) 日5月10日(水)・17日(水) 午後1時~4時 場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑧生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎☎493

経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応) 日毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分 場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑨こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応) 日5月8日(月) 午後1時~2時30分 場保健センター 定2人(電話による事前予約制)

⑩消費生活相談 問商工観光課 ☎☎336

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応) 日毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時 場消費生活センター ※受付は商工観光課

⑪内職相談 問商工観光課 ☎☎274

内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応) 日毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分 場市民相談室

⑫若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123

若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応) 日5月17日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時 場ゆまにて 定5人(電話による事前予約制)

⑬教育相談 問教育相談所 ☎995-0077

児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関することなど教育についての相談(専任教育相談員が対応) 日毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時 場教育相談所(八條小学校西隣)

⑭家庭児童相談 問子ども家庭支援課 ☎☎472

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応) 日毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時 場家庭児童相談室

⑮子育てコーディネーター 問子育て支援センター ☎951-0229

就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談 日毎週月~金曜日 午前10時~午後4時 場やしお子育てほっとステーション

⑯休日・夜間納税相談 問納税課 ☎☎330

市税・国民健康保険税の納付についての相談 日5月7日(日) 午前9時~午後4時 毎週木曜日 午後5時15分~7時 場納税課

「広報やしお」へ掲載する広告を募集しています。詳しくは、秘書広報課(☎☎423)へお問い合わせください。